

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

制 度 名	理容師・美容師養成施設の修得者課程に係る非課税措置の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得するために履修する修得者課程について、法人税の非課税措置を創設する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (((
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 修得者課程に法人税非課税措置を講ずることで、理容師・美容師養成施設における修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 27 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため所要の措置を講ずるべき、とされた。 これを受け、平成 29 年 3 月、理容師法施行規則及び美容師法施行規則等の改正を行い、平成 30 年 4 月から、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格の養成課程を履修する場合に、修業期間を短縮する修得者課程を設けることができることとされた。 現在、通常課程での技芸の教授は、非収益事業として法人税が非課税であることから、新設された修得者課程についても、法人税を非課税とする必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	理美容師養成施設への修得者課程の設置を促進し、理容師又は美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	精査中
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		全国の理美容師養成施設に修得者課程の設置を促進し、理容師・美容師のいずれか一方の養成施設を卒業した者が他方の資格を取得しやすくするためには、全国あまねく効果がいきわたる税制による措置を講ずることが適当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—